

# 国語史をどのやうに把へるか

大野 晋

まへがき

新入学生のために国語史の研究について解説的な話をしてくれるやうにと、依頼をうけたのはこの春のことであつたが、私自身国語史研究の入口に立つてゐるにすぎないので不適任だと思つてお受けしなかつた。しかし何でもいからといふことで、とうとうお引受けしてしまつたが、私は新入学生の方達に国語史の研究はかくかくすべきであるなどといふつもりはなく、ただ、私がどのやうにして二人の師から国語の史的研究について習ひ、学び、かつ考へるやうになつて来たかといふ道筋をお話しし、併せて現在どんなことを考へてゐるかを述べて、その中から汲み取るものがあつたら汲み取つていただくやうにしようと思つた。ところが、その話を、その後の討論の筆記と併せて「国語学」に載せるといふ議が起つた。私はそれが妥当かどうかを危ぶんだが、予定通りの話しをした。当日は、聞手が東京大学の学生であるから、この論文の(一)にあたる部分は当然ほとんど省略した。(二)の部分は当日意をつくさなかつたところに関する卑見を含んでゐる。しかし基本の考へは当日の話しと全く變つてゐない。(三)の部分が未熟であることは自分自身承知してゐるが、これは国語史を考へて来た自

分として、一つの主要な点であると思つてゐるので、敢へてここに記して置くこととする。これが機縁で人々の注意が国語史の問題に向けられ、理論的にも実証的にも国語史研究が前進するならば幸ひである。

一

今でも私の印象に鮮明に残つてゐる一つの光景がある。それは東京大学の山上会議所の一室の光景である。時枝博士が橋本博士に「国語史といふものをどうお考へですか」と質問された。並みゐる我々学生の眼は一斉に橋本博士に注がれたが、橋本博士は何とも言へない渋い顔をなさつて横を向かれた。そして「自分は名前ばかりをつけてしまふことを好まない。名前をつけると何となく中味が分つたやうな気持になるが、それは決して役に立つことでない。」といつた趣旨の返事をなさつた。時は昭和十八年。(記録によれば七月一日である。)前任の橋本博士をお招きして、新しく見えた時枝博士のお求めにより、橋本博士の研究の回顧談を伺つた国語研究室会でのことである。その日、橋本博士は、文法研究のこと、特殊仮名遣のこと、吉利支丹教義のことなどを語られたが、それらはすべて国語の史的研究に関するものであつた。そ

してそのあとの質問のときに、さきの言葉が交されたのである。私にとつてこの光景は極めて印象深いので、これをめぐつて私は今日の話を進めてみたい。

それには、まづ私が橋本博士から国語の史的研究をどのやうに学んだから述べる必要があると思ふ。勿論私が国語の史的研究を学んだのは、橋本博士の御講義からもあるが、深い影響を与へられた「演習」を取上げて説明してみることとする。私は演習として「打開集」「万葉集防人歌」「平家物語語り本」の三回の機会を持つたが、ここでは「打開集」を中心にして述べてみる。我々は古典保存会の複製本の「打開集」を使用した。まづその表紙の文字を読むのに長い月日をかけた。それは、右上の字から読み始め、結局、あの表紙の左下に書いてある「榮源之」の「之」が不明のまま終つたが、薄れた影しか見えない表紙を、眼鏡をはづして、ためつすがめつ光のあたる角度を変へて見てをられた橋本博士を覚えてゐる。表紙の裏の文字もすべて読んだ。そしてやつと本文に入つた。ここで我々は、片仮名の異体字に出会ひ、片仮名を読むといふことが仲々むづかしいものであることを知つた。一(キ)ロ(ワ)チ(テ)ウ(ヲ)などの字体が奇異であつた。次に漢字の訓を決定することの困難を知つた。「葵ス」はサウスかマウスか。「草鞋」はワラグツか、ワラウヅか、ワランヂか、サウガイか。「礼給テ」はヲガミタマヒテか、キヤシタマヒテか、ヲガミタマウテか、キヤシタマウテか。「劣ロー」はヨワキか、ワロキか。「獄に坐テ」はヒトヤニスエテか、ヒトヤニイマセテか。といふやうなことが問題となつた。橋本博士はこれを、そのいづれかであらうと放置されず、そのどれであるかを決定することを

課題とされた。これらを解決するために和名類聚抄、新撰字鏡、類聚名義抄、色葉字類抄、岩崎本字鏡、節用文字、平他字類抄、頓要集、温故知新書、印度本・伊勢本・乾本節用集、バチエスの辞書などが毎週駆使された。我々はこれらの辞典の使用に習熟するやうになつた。大言海、国語辞典などを引用して事終れりとなれば、それはやや冷笑を以て迎へられた。それらの辞書は研究の手引であるにすぎず、批判の対象となるべきものであつた。字音に関する問題としては「和尚」がワジャウカ、クワシヤウカ、ヲシヤウカ。「老者」がラウシヤカラウジヤカ。といふ問題を記憶してゐる。これを通して我々は吳音、漢音、唐音の問題を具体的に取扱ふことを学び、それぞれの資料とその用ゐ方を学習した。「老者」の問題の時、「老」の字音だけでも調べて来ない学生があつたが、橋本博士は「調べて来ない人は教室の空気を乱すから出席してはいけない」と言はれた。その学生はその後出席することが無かつた。語法・語義に関する問題としては、「今コロシムヘキナリ」「金色ノ僧光ヲ放ルカ長丈六ナル空ヨリ飛来テ」の如きがあつた。コロシムを、落チー落トシムの例に倣つて懲りさせる意に解釈した。落チー落トス、オリーオロス、過ギー過ゴスなどの類似した語法を求めて未知の語句を解することがこの時教へられた。音韻に関することは「給フテ」と記されてゐる本文から當時のハ行音の発音状態に関する知識が与へられた。このやうにして一年を通じて休講がほとんど無かつたにもかかはらず本文一丁半(三頁)ほどを読んだ。

この演習で、重要なことは、橋本博士が問題を指定され、学生は翌週までその解決に努力するといふ形式がとられてゐたこと

である。つまり問題の設定は御自身がされた。学生はその解決に努力することを通じて資料の批判の仕方、資料の所在、特質、使用方法を習得した。勿論橋本博士は演習の最後の時間に、「自分の行つたやうな演習が唯一のものでない。これは、一つの仕方にすぎない」と必ず言はれた。

しかし、三年間の演習を通じて、橋本博士の主な関心が何処に向けられてゐたか。また少くとも学生に何を教へようとしてをられたかは推測出来るやうな気がする。私は、盲が象を撫して物を言ふ誤りに陥ることを恐れ、かつ認めながら、それを述べてみようと思ふ。

橋本博士に於て、国語の歴史的研究といふとき、それを奥底の方で支へてゐたのは、言語は推移するものなのだといふ純粹な素直な驚嘆であるやうに感じる。言葉の学問が、いつも言葉の規範を樹ち立てることを結果するか、或いは、實際の言葉が規範と適合するか適合しないかの判定に終るやうな状況に対して、さうした々規範々の問題から離れて、事実をありのままに直視すること。いひかへれば推移変遷の相を直視すること。基本にはそれがあつた。何処までも物に、事実について行くこと。主観的な予断を排してありのままの事実を尊重する。それがためには、限なく実例を集める。広く、多く。その実例は確実な文献に、確実な資料によらなければならない。些末と思はれるまでに細かい事実でも重んじる。一つの例外的な事実に対しても立ちどまつて考へる。

その態度は厳密、周到といつた漢語によつて表現してよいであらう。そして事実の年代と方処がいつも問題であつた。何時、何処でといふのは忘れてならない条件である。我々は毎週、前記の辞

書を繰返し見較べ、必要な記事をノートした。そして語例を求めて一週間のうちに今昔物語全部と源氏物語全部とをたどひななめにでも、とにかく搜索したりした。さういふことを経て我々は、未知の文献にぶつかつて行く勇氣を身につけた。しかし、——かういふことを言ふことが師をなみするものではないと思ふが——この演習が、与へられた課題を解くためののみ力が注がれてゐたといふことから、そして問題自身を自分の眼で捉へるやうにと仕向けられてゐなかつたことから（そんなことは不可能であつた訳でもあるけれども）、この演習は、若し受け取り手が、ただ与へられるところだけに任んでしまふならば、（こんな単語を使つていいものならば）職人的なものに終る懸念があるやうな気がする。勿論細かい事実を見逃さずに捕捉し判断する技術はいかに細かく、深く、広くとも決して細かすぎ、深すぎ、広すぎることはないのであるが。

課題を解くためにも、もしそれが語彙の研究、語の意味の研究であるならば、それは文化史と結びついてをり、政治機構、経済体制との交渉も大切な視点となることであらう。しかしさうしたことは表面に色濃く出ては来なかつた。また、言語に於て価値あり権威ありとされる言語と、さほどでない言語とが、ある筈であるが、それらのことは表立つては取り上げられなかつたやうに思ふ。言語は皆、ひとしなみに扱はれるやうな印象をうけた。（これは思ひ誤つてゐるのかもしれない）。そして橋本博士は問題に結論を与へて、終了したとしてしまはれることはほとんどなかつた。多数の例を集めて殆んど決定的と思はれるときでも、「まあ、もつと広く調べて」と言はれて次へやうやく移られた。

国語の歴史的研究の広い分野にわたつて橋本博士の考慮が払はれてゐたことは先に見た問題の取り上げ方、また、いろいろ書かれたもの(例へば国語学概論の記述など)によつて明らかである。しかし、*ク史*としてまとめられたのは音韻史、はじめ国語音声史、後に国語音韻史と呼ばれたものである。この、音声史から音韻史への呼称の変更は、「国語音声史」の講ぜられた昭和二年から、「国語音韻史」の講ぜられた昭和十七年に至る間の我が国の音韻論研究の進展が反映してゐるが、その間にあつて橋本博士は音韻論のために特別の論考を發表したりはされてゐない。むしろ昭和十七年の「国語音韻史の研究」の御講義の冒頭に述べられた「音韻」に関する所説は、前年刊行された有坂秀世博士の「音韻論」に拠つた色彩が濃い。つまり橋本博士は「事実」の探索に力を致されたので、いはば哲学的な探究々には未だ及ばれること少かつた。そして、成就された史的研究所の中心が音韻史であつたといふことは、純粹な口語変遷史をこそ史的研究として指向し、かつまた、文化史的、社会史的、精神史的考察を、言語史の外延として、むしろ、第二義第三義に置かれたやうな印象がある。

## 二

時枝博士の「国語史」に対する見解は、いろいろの著書、論文からうかがへる。直接には次の三つの論文が手懸りとなる。

- (1) 言語学と言語史学との関係 (『国語学論集』昭和十九年十月)
- (2) 国語に於ける変の現象について (『国語学』第二輯、昭和二十四年五月)

(3) 国語史研究の一構想 (『国語と国文学』昭和二十四年十月)

一月号)

これらは就いて見易いものであるから、その内容については、二三の特微的な点だけを取上げてみることにする。

時枝博士に於ても、国語史研究が、当然、事実の探索であるが、それと共に、時枝博士の抱懷される「言語觀」に基づき、国語史からいかなる事実を取上げ、いかに観るべきかが先づ問はれてゐる。山に入るもの山を見ずの誤りを避けて山を全体として把握し、山の各部分を全体の中に位置づけ、しかる後、その細部にわたつて記述がなされなければならないとされる。従来、分つたつもりで行つてゐる作業が、窺知らずの中に迷ひ入つてゐることはないかが先づ検討されてゐる。

(1)(2)では、従来、言語が、あたかも何か「物」のやうに考へられて、言語史といへば、その「物」自身の変貌のさまを敘述するかのやうに説かれたことを誤りとして排斥される。自然物は、ものそれ自身が変化を担ふ。しかし言語は、一回一回独立し、完結して、それ自身には「変化」は無い。言語の変遷は、その個々独立完結する言語を基礎としてその上に新たに構成される觀察的認識であるとされる。そして、言語史学は、その名の通り史学、歴史学の一部であつて、言語史学は言語に現れた歴史の変遷の事実を対象とするところから、言語学と密接な関係にあるといふことは出来ても、言語そのものを対象とするものではないから、言語学の一部であるといふことは出来ないといふこととされる。言語学は専ら言語の体系を明らかにする学と考へ、言語史学を歴史学に「追入れよう」とされる。そして、言語の体系的な研究を完全にするためにはその一半を言語の史的な研究に求めねばならないから、言語史学

は言語学の立場からいふならば言語学の補助学科であるといふ。

ソシエールのいふ共時態も、通時態に於ける一点であつて、しかも、一点を通時態から切り取ることは不可能であるから、或る期間を切り取つて、その間の微細な差違は打ち捨てようとする。

これによれば共時態も時間の觀念を伴ふものであり、その共時態の集積に於て通時態を見ようとしてゐる。つまり、常に時の觀念から離れ得ない。しかし、言語を個々人の具体的表現とすれば、その表現は個々に完結し、その表現の体系的事實は時間とは何の関係もないとされる。

かやうにして時枝博士は、歴史的変遷とは主体的意識を離れた事實であることを強調し、主体の意識に基いた変化と、いわゆる変遷と區別すべきであるとされる。そして、主体の意識に基いた変化としては、活用の相違、音韻体系、文字体系、また文体の相違、敬語の使ひ分け、標準語と方言の使ひ分けなどを取上げられる。時間的に認められる歴史的変遷は、言語研究以外の、人間の文化の伝承、分布を研究する学問の一部を構成するであらうと考へられてゐる。

時枝博士のこの思想は、先にあげた論文(1)(2)にはば共通に見られる。(1)の執筆は昭和十七年の由の記載がある。従つて、先に記した国語研究室が開かれた時には、時枝博士は、「国語史」であるいは「言語の歴史の変遷」に対して右のやうな見解に立つてをられたのであり、さればこそ、「国語史といふものをどうお考へですか」といふ質問が橋本博士に対して発せられたのである。

私の知る限りにおいては、時枝博士の演習では、問題が与へられることが無かつた。学生は自己の眼で対象に立ち向ひ、取りつ

き、そこに自己の力によつて問題を取り出し、それに対する研究を報告する。ここでは如何に解くかよりも、何を問ふかが先にある。学問が、問題設定に始るとすれば、絶えず根本に立返つて考察しようとする時枝博士の態度がここにもある。

そして時枝博士御自身の問題探索から、やがて論文(3)が現れた。ここでは(1)(2)に於て、表現理解の一形式とのみ限定された言語が、具体的には、読むこと、書くこと、話すこと、聞くことといふ四つの形態の総合にあるとする見地が導入され、それによつて、国語史研究が、いかに展開されるべきかの構想が語られてゐる。従来の音韻史、語彙史、文法史といつた取り上げ方を、要素史的であると認め、国語史とは、国語生活の実態の総合的記述の歴史でなければならぬとして、国語史の取扱ふ範圍を大きく拡張、各時代、各社会の国語生活の四つの形態を明らかにすることとを求め、特に音声言語のみを偏重する従来の行き方を排されてゐる。各時代の文献は、それが本来目指された言語形態のままに理解されなければならないと考へ、文献を口語史研究の資料としてのみ用ゐてはならないとする。そして国語史と政治、社会、文化史との関連は、言語を言語生活と見る立場に於て見出されると考へ、言語が人間生活の手段であることを認めて、漢字の輸入、活版印刷の普及、政治思想の影響、ラジオの普及、宣伝等の問題が国語史的にいかに大きい意味をもつかが述べられた。

もしこのやうに言ふことが許されるならば橋本博士に於ては国語史上の一つ一つの事実が、微に入り細を穿つて綿密に調べられた。しかし、橋本博士御自身の眼界は学生に直接的には与へられずに、我々は、ややともすれば、その事実の国語史全体に於ける

定位を見失ふ危険があつた。時枝博士に於ては、そのやうな細かい事実の研究を一応突き放して、全体としていかなる位置づけがなければならぬかが力強く述べられてゐる。

### 三

さて、私はかうして異つた学問を築かれ、それぞれに国語史を研究し考察しようとされる師に学んだ。

私はここまでで、この話を止めて差支へないやうに感じる。我々、後から来たものは、これらからいろいろなものを学ぶべきである。そしてそれは各人にゆだねられたことである。しかし、ここから前進しようとするとき、私の眼前に立現れる問題について、少しばかり述べることを許されたい。拙いながら、これも私の探求なのである。私は、言語が、物であつて、それが時代的に古び、風化作用をうけて崩壊し、或いは時の経過と共に色彩が脱落するやうな、さうした「変化」をするものであるとは考へない。また、言語史は単なる「移り行き」の跡であるとは考へない。また、言語史は一回毎に完結する人間の主体的行為である。人間の表現行為の一形式であるといふ見解に私は立つてゐる。また国語史を編むとすれば、それは「話す」「聞く」「書く」「読む」といふ四つの面にわたつて取上げて行かなければならぬといふ時枝博士の見解が正しいと思ふ。これは重要な指摘である。論文(3)は、国語史を考へて行く際に必ず見るべき峻深い論考であると思ふ。しかし、国語史を考へて行くときに、単なる口語史でなく、もつと多方面に問題を取入れなければならぬといふ要請にそれが終るならば、国語の歴史としての捉へ方に欠ける

ところが出来ると思ふ。話し聞き書き読む言語生活の歴史といふ言葉で国語史を捉へようとするのは、従来、口語史こそ言語の歴史であるとするやうな国語史観に対して遙かに前進してゐるものと思ふが、それが、各時代の言語生活の記述の寄せ集めであるならば、そこに言語の歴史を読み取ることが出来るであらうか。あたかも、今日既に世に現れてゐる三四の国語史の概説書の、各時代別の記述から、我々が動いて行く国語の歴史を読み取ることが困難であるのと、同じ結果を獲るに終ると思ふ。言語が行為であるといふことは国語史を捉へる上に重要な点であるが、言語は行為であるといふ場合、その行為とはいかなる意味であるかが基本的な問題としてもつと追求されなければならぬ、と思ふ。従つて、今、その問題についての卑見を述べ、これが国語史研究にいかなる意味をもつかを考へてみたいと思ふ。

言語が物でなく行為であるといふ場合、言語が人間の外にある何かの物でなく、人間のわざ、いとなみ、行為であることは理解される。しかし、人間のわざ、いとなみ、行為であるといふことの内容がもつと細かく考察されなければならぬ。人間とは、一人一人の個々独立した人である。その間には超えることの出来ない断絶がある。その意味では、言語は必ず通ずるといふ保証は何処にも無い。主観的な表出に終つてしまふ幾多の言葉のあることは事実として認めねばならない。同時に、人間といふことが、人と人の間であることは既に言はれてゐる通りである。言語が人間の行為であるといふことは、単独な人間が、荒野で石を相手に土を相手に咆吼するといふことでない。誰もゐない大海で何かを口ずさむといふことでもない。咆吼や口ずさみに於ては、音の狂ひも、順

序の転倒も、とがめられることもない。そこでは恣意的であつて何等差支へることがない。しかし、言語が人と人との間の表現行為であるといふことは、表出や放出に終ることではない。人が、他の人に働きかけることである。働きかけるとき働き返されることである。言語を以て働きかけるとき、言語を以て、また他の行為をもつて相手から報いられることである。それは、石や荒野や水を相手とするのと相違し、音声や語順に於て恣意的であることが出来ない。人が生み落されて所属してゐる社会に於て、その集団、社会としての正しさが要求される。アスヌクといふ表現行為はその社会に於ては、「明日行く」ことを意味しなければならぬ。若しそれで「明後日行く」ことを意味するつもりであつたなら、それによつて引き起される種々の事態に対して、相手から「君はアスヌクと言つたではないか」と責められる。また相手が「アスヌク」を「明後日行く」と解したとすれば、話手は、相手に対し、「アスヌク」と言つたではないかと責めることが出来る。つまり話手は、「明日行く」に対しては、アスヌクと言はなければならぬ義務があり、同時にアスヌクと言つた権利を保有する。聞手も、アスヌクを「明日行く」と解する義務があり、同時にさう解した権利がある。言語行為は主体的であるが、恣意的ではない。常に権利と義務とに伴はれてゐる。このことを忘却してはならない。

しかし、アスといふ音聲は、本来「明日」といふ概念と不可分に結合してゐるのではない。それは、その話手の言語社会に於て、規範として、その社会の成員が従ふべき権威として社会の成員に容認され受け入れられてゐるにすぎない。しかし、話手は、その規範、権威を媒介として相手に自己の意志、思想を表明し、聞手もまたその規範、権威を媒介として相手の表現を理解する。その規範権威を拠りどころとして相手に対して権利を保有し、義務を負ふ。主体的行為とは恣意的行為ではない。言語行為を成立させるには、この権威規範の媒介が必要である。これは時に伝統の名を以て呼ばれることがあり、主体の裏にあつて主体の表現欲求に対立し、表現欲求は、この、権威、規範、伝統に媒介されてはじめて自己の表現欲を社会化し、言ひ、書くといふ言語的表現たらしめることが出来る。私は言語行為を成立させる必須の契機として、権威、規範を認めるべきであると思ふ。

私がこのやうに記すと、表現欲は常に権威に隷属してゐるかのやうに解されるかもしれない。権威は常に固定して不変であるかのやうに印象されるかもしれない。しかし、具体的な個々の場合について言へば、表現の欲求が、自己に対立し、自己を制約する権威や規範を破壊し、或いは圧倒して、表現欲を貫徹することがある。そして新しい権威、新しい規範を樹立する。さうした権威と欲求との相剋こそ表現者の中に絶えず繰返されることであり、言語の実相であり、言語史に於て働いてゐる大きい二つの力として相対立するものである。この二つの力を見ずに言語史の動きを捉へることは出来ない。その顕著な例を我々は最近経験してゐる。仮名遣改訂がそれである。

古典的仮名遣が、一字一音を原則とする仮名用法からは、遠ざかつてゐるために、これを発音に近づけたいといふ欲求は既に明治時代から存在した。しかしそれは、古典的仮名遣の権威の前に容易に正式のものと認められなかつた。それを正しいものだと

社会に承認させようとする戦ひは永くつづいて来た。それは極端な保守主義者によつて「国体を破壊する」と威嚇されたりしながら叫ばれて来た。それが敗戦、そして天皇制の崩壊、保守主義の退潮といふ戦後の社会に於て、はじめてその機をつかんで、内閣訓令として公布させるところに漕ぎつけた。ここにはじめて発音式の仮名遣は社会的な正しさを獲得し、逆に従来の仮名遣を反動的なものとなさへするに至つてゐる。従つて、我々が国語史的な観点に立つとき、注意しなければならないことは、昭和十年に発音式のかなづかひによつて書いた表記と、昭和二十九年に現代かなづかひによつて書いた表記とを同じに取扱つてはならないといふことである。前者の表記は権威と闘ひ自己の欲求を貫徹しようといふ意欲に燃えてをり、後者の表記は、新しい一つの権威への順応を意味してゐる。あるいは、昭和十年には、誤りであり、叱責の対象であつたものが、そのまま昭和二十九年には正しい表現とされるに至つたのである。両者の間には大きい差違がある。これをもし、単に、昭和十年の表記が、昭和二十一年以後の文書と比較して、ただ十年ばかり早く現れたものとするならば、その表記の意味を全く解しないものとなる。さうした取扱ひは人間の行為の、歴史的な動きの底にある大切な何かを全く見逃すものである。私は何も現代かなづかひを支持してこのことを言つてゐるのではないが、歴史を動かして行く大切な要因の一は、欲望であり、その欲望が権威に抵抗し、権威を圧倒して新しい規範を樹立して行くところに歴史的な動きがある。国語史家はその時代に於て何が如何に欲望されたか、それが権威といかに相剋するかを見なければならぬ。それを捉へることが歴史の動きを捉へる一つの

肝要な点である。

漢字が我が国に伝來したことは、従来の、口から耳へといふ言語表現以外に、手によつて目へといふ表現手段の存在の発見として、大きい衝撃的な出来事であつたに相違ない。これを単に七世紀頃から日本の金石文が見出されるのみ取扱つてはならないこと、時枝博士の述べられる通りである。しかし、元來シナ語のための文字である漢字は、その言語的性格を異にする日本語の記録には不適當である。そこで日本語に適した文字が欲しいといふ欲求が長い間、人々の心に底流した。しかしその実現は容易でなかつた。やがて漢字使用の習熟から、漢字の一部分をとつた文字が使はれ始める。また、草書化の進んだ形も文字として使はれ始める。しかしこれらは仮名と呼ばれて、真名（漢字）に対しては低い位置しか与へられなかつた。つまり、正しい文字としての権威は漢字にあつた。新しい文字、仮りの文字が、正式の文字としての資格を獲得するには、長い年月の、漢字との拮抗が必要であつた。従つて、初期の女手の文書は大切にもされず保存されず、今日に残存しないのである。女子が中心となつて使用した女手（平仮名）は、やがて後宮で多くに用ゐられ、歌合せにも使用されるやうになつた。そして、国風文化の興隆期に勅撰歌集古今集の表記用の文字として使用されて、正式な文字としての資格を得た。そこではじめて、土佐日記、或いは竹取物語などの日記、或いは物語の創作に用ゐられるに至つてゐる。しかし、土佐日記を書いた紀貫之は、女手を使ふために、自らを女性の如く装つてこの作品を書かねばならなかつた。いはゆる日記文学、物語文学の發達が、古今集以後に始つたといふことは、女手がその勅撰集に使用

されて正式の権威ある文字として社会的に承認されたといふことと結びついた事象であつて、それを切はなして考へることは出来ない。また、その女手のやうに、勅撰集に用ゐられるといふやうな場に出会はなかつた片仮名は、一部では使はれたが、主として僧侶の間で永く漢字の補助記号の位置に止つてゐた。

なほ、仮名遣の問題について言へば、定家仮名遣の問題を、国語学史で取上げて記述するのは誤りである。国語学史は国語研究の歴史であらう。しかるに定家仮名遣は、国語の研究ではない。それは定家にとつては国語表記の一つの規範の設立であり、また実践であつた。定家以後の歌壇の人々にとつては、定家卿の権威による表記法の遵奉であつて、これは明らかに国語表記史、つまり国語史上の一問題である。これを近來の国語史概説書は、取上げてゐない。そして国語学史が扱つてゐる。これは、国語史と、国語学史とが、何を問題にすべきかについての考察に、欠けるところがあつたからである。

契沖が、古典仮名遣を用ゐたことについても、次のやうに考へられる。即ち、彼が、万葉集を中心とする奈良朝の文献の研究によつて、奈良朝の万葉仮名には、オヲ、エエハ、イナ等に関する用法上の統一があることを発見したといふことは国語学史上の出来事である。その統一を根拠としてそれに従つて自己の仮名表記の体系を定め、一つの規範をそこに仰ぎこれを実践したのは、国語表記史上の、すなはち国語史上の出来事である。この契沖の定めた仮名用法の規範は、当時の尙古思想に支へられて、いはゆる国学者の間で行はれた。それは権威を上代文化に仰ぐ人々の間に用ゐられたのであつて、古今集以来の伝統を守つてゐた堂上

歌壇では、江戸時代を通じて、なほ定家仮名遣が守られてゐる。

さて、私は主として文字、仮名のことを例として論じたが、なほ多くの問題がある。そのいくつかを次に簡単に指摘して置く。

私はここで権威なる言葉を持ち出したが、これは、地域的にいへば、同一の権威を仰ぐ地域は同一の言語地域であり、同一の権威を仰ぐ時代は同一の時代である。もとより、音韻、語彙、文法その他の部面に於てことごとくが簡単に一致することはないとしても、区分を考へる際にこのことは有力な指標となるに相違ない。

また、右に述べたやうに、言語を行為であるとする見地に立つことは、言語の歴史を考察する上に重要であるが、言語史の問題としては、推移と歴史との差違といつた事柄を明確に認識する必要がある。言語のあらゆる部面に歴史が認められるか否か。一部は単なる推移にすぎないものがあるのではないか。従つて推移と変遷と歴史といふ如き語は、概念の厳密な検討が必要である。

最後に、従来、「歴史」なるものが問題にされたのは、そしてすぐれた「歴史」が書かれたのは、多く、その当時の人々が、「現在われわれは如何にあるべきか」といふ要請に駆られてゐる時であつたといふ。してみると我々が、国語史を問題にするといふことが、単なる模倣や、知的遊戯に終るものでないとすれば、国語史を論じ、考へ、探索するといふ人々は、いかなる切実な問題を身に負つてそれに向つて出立つのであるかを明確にして置く必要がある。恐らくそれは「日本語はいかにあるべきか」といふ問いでなければならぬであらう。これは最も基本的な問題である。

## 討 論

（前掲大野晋氏の論文は、十月三十日開催の東大国語研究会でのお話を論文にまとめていたもので、ここに当日行われた討論の筆記を併せ掲載致します。）

中田祝夫 無意識的になって行くものはどうですか。相勉を意識しない場合——それが大多数だと思えますが。

大野晋 意識するか、しないかといふことは、さして問題にならないと思います。ただ、先程申しましたように、私は音韻史というものが成立するかどうか疑って居ります。音韻史は推移するが、歴史的存在とはなっていないと思うのです。従って音韻史という観念は成立するかどうかあやしいと思います。

龜井孝 このような大きい問題を論ずる場合にはとかく言葉の上のどうどうめぐりに終りがちですが……。大野さんののは、音韻や文法には歴史はなく、歴史を形作るのは、文字や文語だとのような意見とみうけられますが、私は口語は文語を離れても有り得るが、文語は口語を離れては有り得ないと思います。文語に歴史があるとすれば、やはり、それは、口語との相対的な関係においてとらえられるものでしょう。つぎに国語史というばあいの国語の概念です。このばあい、これは、個々の時代語を超越した概念と考える。そこで、日本語という大きな体系の視野から見れば、歴史的に変わっているのは体系中の規範であって、体系そのものは変化しない、歴史を超えるものと考えられる。体系の中に規範があり、ある限度を越えるとそれは規範を破るものとして問題になるのだが、規範に対する寛容さ、厳しさは時代によって違う。社会が寛大になれば、規範の枠が拡がり、その中心点がずれ、同時に寛容さが前程ゆるやかでなくなる。日本語という体系の中で規範が動く、もし国語史が歴史だとすれば、それは規範の歴史、も

つと具体的には、慣用の変化です。

さて、レッテルはできるだけはるべきでない、例えば「たり(り)」という助動詞(伝統的な分類による術語を使うが)は完了といわれています。ところで「春がすみ立てるやいづこ……」の場合、「立てる」は現代語の慣用で「立っている」といいますが、実はこれは完了とか未完了とは関係なく、現在の状態を表わしています。だからむしろ現在の助動詞といいたいところで、かように、「たり(り)……ている」はいずれも現在を把握する意味形態であって、それを今まで伝えている、即ち時を超えてそういう体系的統一を保っています。故に国語史はまず日本語という体系的概念を予定して、その中で歴史的事実を取り扱うものだと思えます。体系をまずとらえていなければ国語史は成り立たない。

橋本先生の学問に対する態度についての大野氏の考えだが、いろいろと同感な点も多いのですが、先生の訓練のしかたは、厳格な徒弟修業だったな、それからね、先程の話にでた、時枝先生が橋本先生に国語史をどう考えられますかと質問された時、橋本先生はいかにも当惑したという顔つきをされたということは、その時は居合わせませんでした。恐らくその通りだったろうと思われれます。私が助手の頃、雑誌の国語と国文学に、一つ国語で特輯号を出そうとして計画をたてた。これに「国語史上の諸問題」という題をつけようと提案した。橋本先生は非常に慎重で、「国語史」という言葉にどうしてもうんといわれない。「国語変遷の諸相」としたら、やっと承知された。個別的な研究はあるが、国語の時代々々の諸相が十分には明らかにはなっていない、国語史はまだ学問としてでき上がってはいないというのが、先生のお考えでした。

ところで、大野さん、わたしは、このあいだのぼくのはなしの批評をあなたに今日は期待して来たのだけれど……。

**大野** 先日の亀井さんの「国語の変遷と歴史」という発表について批評をといわれますが、それより先にまず、質問があるので。まず、「変遷」と「歴史」とをどう使いわけて居られるのですか。簡単に解説して下さい。

**亀井** あらかじめ、変遷と歴史について概念規定をすべきだったかも知れませんが、私は一般に国語史といわれているものをもう少ししぼって見たかった。いまだ歴史でなく変遷としか名づけられないものもある。国語史とよばれているものから、これは単なる変遷である、これも変遷であるとだんだん除いて行ったら、国語史は成り立たないかどうか。私は国語史が成り立たないとは考えていないが、もし残るとすれば、国語史とはどういうものになるかという見当をつけたかったです。

**大野** (国語学十七輯を開いて)うかがいますが、十頁の七行目に「歴史」と「変遷」とが並んでいます、これは同義なのでしようか。

**亀井** (一寸、口ごもる)

**時枝誠記** 上の方は「いわゆる歴史」なんだな。

**亀井** 時枝さんに助舟を出してもらえて……。(笑声)

**大野** 次の頁の九行目に「これは特殊な現象のその特殊性を、それ以外では説けないところのしかたで明らかにするていものものではもともとない。したがってそれは歴史の説明にはならない」とありますが、この「歴史」と前の「歴史」とはどういう関係にあるのでしょうか。

**亀井** 「歴史」とは一回しかおこらぬ現象、くり返してやってみることのできる自然科学の実験とは違う特殊な現象と考えます。その意味で唇音退化という把握はまだ歴史として十分な説明にはなりません。

**大野** 十一頁二行目のハ行音の歴史というのは？

**亀井** 一四頁で、Pが唇摩擦音のFとなり、さらに今日のハ行音になったのは、その変化系列を直線的に考えれば変遷ですが、現代語についていえば、バビブが行われています。即ち現代語の言語体系にはPが回復されている。何故Pが回復されたかという解釈は問題になりますが、それができなければ、歴史的な把握にならない。

**大野** 一三頁終から九行目の「音韻変化は、音そのものの音学的な意味なり、音韻論的な意味なりにおける変化としてはなしに、一定の社会の内部に起った所の社会そのものの変化として社会の歴史を形作るものとなることができる」という文の「社会そのものの変化」とはどういう事ですか。

**亀井** 具体的な例でいえば、琉球語の場合、たとえば、沖縄本島でクンチャン(国頭)方言ではPが保たれ、それ以外のかなり広い領域には、両唇音のfが行われています。そしてシュリ・ナハ方言では本土方言と一致する変化が起っています。この方言分布を、P→F→hとしてとらえ、これを音声学的に説明することは、もちろんできる。また、一般的にいえば、PがFになると、tもθになるべきである。ところが、唇音にだけ摩擦音化が起り音韻体系としてのシンメトリーがくずされている。何でPのみがFになりえたか。それはサシスセンがあるためにタチツテトが、

Ca Qi Ou Be Oo になると混同して具合が悪い。所がバビブヘがハヒフヘホになっても意味の変動は起りません。だから摩擦弛緩はP→Fにだけ起る。このようにみるのは、一つの音韻論的な解釈である。ところで、沖繩のh音は、文化の開けた首里という社会において、まず発生した。このような変化は extra linguistic な変化です。

**時枝** linguistic な変化はないということになる？

**亀井** いや、私はソシュールの考えを形式的にうけついで、内的言語学と外的言語学とを区別する立場で述べて居り、内的言語学としての言語史の方法があるということは、十五頁に述べておきました。

**時枝** ソシュールは linguistique historique という言葉を使っているの？

**亀井** ええ、たしか、一回だけ使っていますね。しかし、われわれにはその箇所も彼のよう linguistic diachronique (通時言語学)と同じように思えますね。

**時枝** 大野君、私への批判で、言語を行為とすることは認めるが、私のいう言語の実態を記述するだけでは歴史にはならないという所をもう一べん……。

**大野** 読む書く聞く話すという四つの形態をよせ集めて記述すると国語史になるとお考えのようですが、それだけでは歴史にならないと思うのです。

**時枝** 大野君は規範とか權威とかを持ち出したが、それは言語の外部的なものと受けとれる。仮名遣でいえば定家という人間の權威になっている。その權威にもとづいているとしていいの？

**大野** ええ、表現主体を問題にする時、權威がその中にあるか外にあるかは問題ですが、中にあると認めてよいと思います。先生は、權威は外にある、だから言語主体とは関係がないというふうに論をすめられるのでしょうか。

**時枝** そうではない、權威を認めるのは主体だが、大野君は言語的とは言えない權威をもちこんでいる。

**大野** しかし「ヲ」「オ」の書きわけは言語的だ。

**時枝** それも定家の人格と結びついているんじゃないか。

**大野** 人格かもしれないが、それも言語的權威です。

**時枝** 仮名をえらぶ場合、その理由は定家がそうしたからというのだろうか。

**大野** そうです。仮名文字遣の場合には定家という名に伴って居ます。

**時枝** 歌論などではそうだが、それと同じにみていいのだろうか。

**亀井** それはいいと思います。仮名遣崩壊の歴史は定家の權威の衰亡の歴史であると考えられる。外的言語学の立場ではそう言える。

**時枝** 定家はやはり何かの根拠によって仮名遣をきめたんでしよう。

**大野** 定家は色葉字類抄のような当時の權威ある辞書によって仮名遣をきめています。しかし後の人にはその根拠がはっきり分らなくなつた。それで定家が使ったのだからということから、定家個人の記載のしかたを正しい規範と考えるようになった。

**時枝** それを規範という規範の意味がぼやける。規範という

のは言語に關係している。色葉字類抄が権威があるのは、辞書として言語的な価値をもっているからでしょう。言語生活に有効だから権威がある。契沖の仮名遣の制定は、やはりそれが一つのプリンシプルで貫かれており、古文を読むに役立つから、正しいという考えが出て来た。だからそれが規範として役立つので契沖の人に別に権威があったのではないでしょう。

**大野** 契沖の場合は、古学復興という文化史的背景があつて、事実の中に法則を見出した。その事実の法則性が根拠です。しかし、普通は、こういう単なる事実の記述だけではそれが規範にはならない。事実が規範になるのは、価値意識や、時代の思潮などに支えられる場合です。つまりこの場合はその古代語に見られた事実が尙古思想に支持されて規範となつた。だから契沖の仮名遣は国語学者の間でのみ行われたにすぎません。堂上歌人は定家仮名遣を使つていたのです。しかしその定家仮名遣は、原理が理解された上で歌人たちに使用されていたとは見えないのです。アクセントによつて「を」「お」を定めたというようなことは、一般に分らなくなつていた。根拠は分らなくなつていたが、歌道で尊崇されている定家卿が定めたものだということ、そのことに頼つて、一つの方式として信奉されて来たのが實際だと思われるのである。言語以外の権威が言語に取入れられて、言語を左右することもあると思います。また、契沖の仮名遣については、それが規範になつた所に国語史の問題があり、古代の文献に見える事実の記述の所は国語学史の対象となるべきものと思います。

**時枝** (笑う)

**亀井** 笑つてちゃだめ。

**時枝** 国学者が使つたのは古代言語を高く評価したからで、これは言語的な正しさを認めた所から出たんでしょう。権威は人間にあるのか、言語そのものに対する評価かが問題だが、言語に権威が認められなければ、権威とは言えないでしょう。

**大野** 契沖のは事実の法則性によつて見ていると見ていいですが、定家ののは？

**時枝** それも定家の言語についての権威……。

**大野** 結局私の言つて来たことと同じことになりませんか。権威を導入しなければ我々は言語生活の行為を理解できない……。

**亀井** 時枝さんの言っているのは権威の出でくる原因のことじゃないですか。

**時枝** 権威は人間でなく、まず言葉にみとめられる、定家がきめたのだから、その原理にまちがいがいらないだろうと考える。ただ政治家が、例えば頼朝が定めたとすれば、だめでしょう。

**大野** 定家の場合は、やはり定家が歌道にすぐれて居り、その人がきめたのだからという権威があるということを私は言つたのです。

**鈴木一彦** 現代かなづかいなどの場合も同様ですか。

**大野** 中世だから定家個人の権威によつたのですが、現代なら一つの権威は文部省になるということはある。昭和十二、三年に羽仁五郎が「ミケランジェロ」という本を新かなで書いたということ、昭和二十五年に新かなづかいで書くということの意味の違いが理解できるような言語理論でなければならぬと思ひます。

**中田** 定家の仮名遣も、歌・草子に使うものという尊をはつき

りさせるべきですね。一般には使われなかったという事ですね。

**大野** ええ、そうです。たとえば僧侶などには、定家假名遣を使わない人がある。明恵上人などは使っていませんね。

**林巨樹**、時枝先生の講義で、汽車が始めてできた時に、馬車にならって型を作ったという話をされましたが、そんな風のものも規範と考えるとよいでしょうか。

**大野** それとは質的に違うと思います。別のことでありますが、実際の言語では、規範といっても、権威といっても、もつとゆるいものですが、しかし方言社会にも体系、規範があります。方言としての言葉づかいは間違えて笑われたり、指摘されたりします。権威は外にあるか、内にあるかということになれば私は話手の内に意識されると認めてよいと思います。

**林** 原理的にわり切れる場合には歴史、わりきれない場合には変遷になるんだと思いますが、例えば上半身の服装の移りかわりなどを考えますと、服飾史と言語史とは別種の考え方をしなければならぬのでしょうか。

**大野** 比喩で明確になる場合もありますが、この場合、そういう比喩は話を混乱させるので困ります。

**時枝** 大野君の話は国語の歴史を考える場合に権威というものを factor としてもつてこななければならないというの？ 言語の歴史とはどんなものかというのは、まだ？

**大野** ええ、断定することはまだ出来ないのです。しかし、それを考えている間に、言語生活を考える為には「権威」というような要素をとりあげなければならないと思われましたので。

**亀井** 言語の歴史は規範の歴史ではないの？

**大野** 「規範の歴史」という場合の「歴史」とは？

**亀井** それでは、規範の交替とします。

**大野** それだけでは説明になりません。規範は自分で交替したりはしないのです。交替させる力があるわけですから。

**亀井** 内的言語学は抽象されたもので、外的言語学はそれをつむ大きな枠となります。定家の假名遣の消長は、定家の権威とその崩壊の歴史でしょう。

**大野** 権威の交替ですか。

**亀井** 内的言語学、外的言語学という分け方は問題になります。一つの規範ともう一つの規範との間には飛躍があり、その飛躍がある故に国語史の時代が区分される。

**大野** 国語史とは規範の交替の何とお考えですか。

**亀井** 規範の交替の歴史。

**時枝** 規範は歴史を構成する因子でしょうか？

**大野** そうです。同じ時代は同じ規範によっていると思います。時代区分は規範の交替によってすべきだと考えます。

**亀井** その通りです。推移というのは連続で、交替は飛躍です。

**中田** 推移と交替をうまく組み合わせる……。

**時枝** 規範というのは国語史の一つの factor であって、まだ別にも考えられるでしょう。

**大野** 表現しようとする欲望……。

**時枝** 印刷機械、タイプの発明なども問題になるが、こういうものは権威になるの？

**大野** 権威ではないと思います。そういうものやトーカー、ラ

ジオなどの發明は言語を大きく変化させますが、全く外的なもので、權威というものは内的な因子です。

**中田** 權威そのものも無意識的な場合があると思いますが。

**大野** それにはいくつも段階があります。無意識である事は問題ないと思います。未開野蛮な民族でも実証し得る限りに於て、權威はきびしい。

**亀井** 時枝さんのいわれる言語そのものから、出てくる權威という事について申しますに、言語それ自体から出るものと、原始人のタブーですね、そういう信仰から出るものと、規範にも二通りあります。そのどちらを根底的に考えるかを、定家の場合について言われたので、時枝さんと大野さんの間にはくいちがいがありましょう。

**中田** 大野さんのお考えで国語史の時代区分をどうするかを——見当でいいのですが——具体的に示していただけるとはつきりするのだと思いますが。

**大野** 私は「仮名の発達と文学史との交渉」(文学一九五二・一〇)「日本語の黎明」(解釈と鑑賞二九・一〇)という二つの論文で少し触れただけで、まだ明瞭にお答えできませんが、議論倒れにならないように実際にやってみたいと考えています。

**中田** 仮名が世に出る時は「何となく」だったと思いますが、違った文化に移る時に、規範の交替が作用するのでしょうか。

**大野** 事実を扱って居られる方は「何となく」といわれますが古今集の撰進は仮名の発達に epochmaking なのだったと思います。仮名文字史はここで一つの時代が区切れると思います。

**中田** 何故その前には仮名がないのでしょうか？

**大野** 資料が現在ないというのは、おぼかけ公性をもっていないものは残らなかったということでしょう。仮名はカリナで、大切に保存されるようなものと思われなかったのでしょうか。

**亀井** それは非連続の問題ですね。連続非連続は歴史では常に問題になることですが、事実をそのままたら一往連続ですから資料が出てくればくる程「何となく」ということになる。中田さんのように、資料を多く扱って居られる方から見れば、どうしても「何となく」というふうになりますよ。

**鈴木重幸** 文法の問題はどうなりますか。

**大野** 文法は音韻に近いと考えます。

**中田** 私が書かなくちゃならないんですが、国語史の定義を百科辞典に書かれるとすれば、どうされますか。

**大野** それはどうも……。 (笑う)

**中田** 橋本先生は講義で、契沖が発見した仮名遣を、何故契沖自身が使わなければならなかったのかわからないと言われていましたね。

**大野** 橋本先生はそういうものを国語の歴史として認めようと思えなかったのでしょうか。橋本先生の国語史の見方の根本は推移というところにあるようですから、契沖の問題など取扱いにくいのはありませんか。亀井さん、今日、私のまとめた橋本先生の学問についての解釈に間違いはありませんか。

**亀井** 事実を事実として取扱うという事は大野君の言われる通りですが、国語学を未来の展望にまでせて見通した場合に、現在に於ては、自分として、なすべき課題があるということ、昭和八年の講義で、バイイの著書をひかれて述べられ、私の研究は

まだこのような方面に及んでいないが、将来研究が進めば、誰かその方面を開拓してくれるだろうといった意味のことを言われた。国語学の現在の使命をかなり自覚しておられたようです。それから演習に打聞集の表紙ばかりを何ヶ月もかかってやって居られたことは事実ですが、その時に高等学校の先生になってこの通りをやってもらつては困る、と常に言われていました。

**大野** いつも演習の場合に、最後に、これが唯一の研究法ではないといつげ加えられましたね。

**亀井** 我々はその方法から、すべて自分でやってみなければならぬという精神を学ぶべきですね。

**時枝** 大野君、仮名遣は国語史に属する、国語学史には属さないというのは？

**大野** とにかく、実践の問題は国語史の問題であり、研究の問題は学史の問題でしょう。定家の場合には国語史の問題で、国語学史の問題ではないと思います。

**時枝** 辞書は？

**大野** 国語を研究して作る辞書は国語学史に入ります。が使用するという面からは国語史的な事実です。

**時枝** 国語学史に入れるものは皆検討を要するね。

(以下略)

## 論 討

**大野後記** この討論の記録は、三人の方々の非常な苦心になる筆記であるが、読み返すと、当日の微妙な空気や会話の伝えられない部分が少なくない。発言者はそれぞれ多少の手入れをしたが十分でない。そのことは読者にお断りしておく必要がある。私は龜井氏の国語学十七輯の論文の「変遷」と「歴史」の概念につい

て当日明瞭な区別を伺えなかったもので、氏の論文の批評は差控えた。また時枝博士とのやりとりでは「権威が言語外にあつてよいか」といふのが時枝博士のお話しであつたようであるが、その点私はうまく聞きとれずに、言うところがぐるぐる廻つたらしい。(一)の部分については当日ほとんど述べなかつたので、もし、述べてゐれば、また話題も異なるものがあつたらうと思われるが、今はいたし方ないことである。